京都看護大学では、公的研究費を適正に運営・管理し、不正な使用を防止することを目的として、本方針を定めました。平成19年2月15日付(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に従い、不正防止体制と関連規程に基づき、公的研究費の運営・管理について信頼性と公平性の維持及び向上に努めてまいります。

本学において「公的研究費」とは、先述のガイドラインで適用対象とされている公的研究 費の他、国や各省庁が所管する独立行政法人及び地方公共団体等が特定の教育研究活動に 対して配分する公的資金を指します。

## 1) 公的研究費の適正管理に関する責任体制について

学長は、最高管理責任者として大学全体を統括し、研究費の管理運営・監査について最終 責任を負います。

学長は、統括管理責任者となる教授を指名します。統括管理責任者は、最高管理責任者を 補佐し、研究費の管理運営・監査について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちま す。

学部長および事務局長は、コンプライアンス推進責任者として大学の学部及び事務局において研究費の管理運営・監査について実質的な責任と権限を持ちます。また、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命します。

#### 2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備について

職務権限や取扱いにおけるルールについて、教職員に向けて規程を周知しています。また、コンプライアンス教育を確実に実施し、不正使用防止対策に関する関係者の意識を向上させ、抑止機能を備えた環境を構築します。

#### 3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正の要因を把握し、不正を防止する具体的な計画を策定し、それに沿った対応を進めています。不正防止計画は定期的に見直しを行います。

## 4) 公的研究費の適正な運営・管理について

研究費によって物品等を購入する際には、金額に関わらず発注申請をもって事前の決裁を経てから、事務部門が発注および納品時の検収を行います。また、本学の取引先の業者が不正な取引に関与した場合には、一定期間の取引停止又は以後の取引を停止することを定めています。

# 5)情報発信・共有化の推進について

本学において研究活動の不正が発生した場合の相談・通報に対応するため、相談・通報等を受付ける窓口を設置しています。また、公的研究費の使用に関するルールや事務手続については、事務部門の担当者による説明会の実施、相談の受け付けなど、情報が適切に伝達される体制の構築に努めています。

# 6) 監査について

学内の監査チームと監事が連携して監査計画を立て、定期的に監査を実施することで、公 正な運営に努めています。